

# 関税評価について

## 関税評価研修

大阪税関 業務部 関税評価部門

R6.3.15(金)

# 目次

1. 関税評価の概要
2. 原則的な課税価格の決定方法
3. 原則によらない課税価格の決定方法
4. 評価申告手続き
5. その他

# 1. 関税評価の概要

# 関税評価とは

「輸入貨物の課税価格を法律の規定に従って決定すること」

$$\text{課税標準} \times \text{関税率} = \text{関税額}$$

(課税価格)

# 関税評価関係法令

- **WTO関税評価協定**

1994年の関税及び貿易に関する一般協定 第7条の実施に関する協定

国際ルールです

- **関税定率法 【第4条～第4条の9】**

- **関税定率法施行令**

- **関税定率法 基本通達**

- **個別通達**

日本国内ルール

国際ルールに  
準拠しています

## 2. 原則的な課税価格の決定方法

# 課税価格の決定方法（適用順序）

## 1. 取引価格による方法

（原則的な課税価格の決定方法）

2. 同種又は類似の貨物の取引価格による方法
3. 国内販売価格から逆算する方法
4. 輸入貨物の製造原価に基づき積算する方法
5. 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法

※輸入者の希望により3.と4.の順序変更可

適用  
順序

# 原則的な課税価格の決定方法

原則、課税価格は

- ① 輸入貨物に係る輸入取引がされた場合に、
- ② 買手により売手に対し又は売手のために、輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格(現実支払価格)にその含まれていない限度において輸入貨物の輸入港までの運賃等(加算要素)を加えた価格(取引価格)とする。

課税価格  
(取引価格)

=

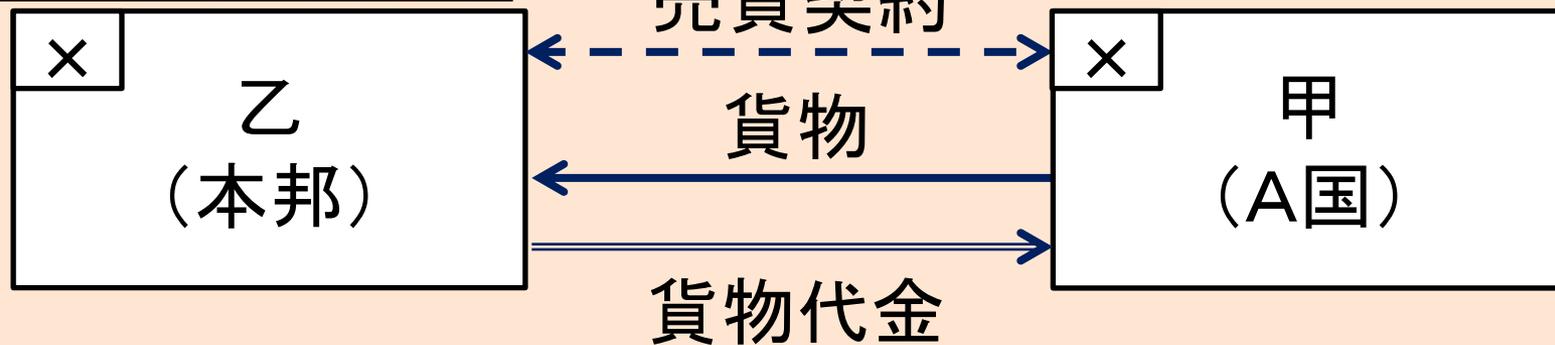
現実支払  
価格

+

加算要素

# 輸入取引

一般的な「輸入取引」の例



## 定率法基本通達4-1 (1)

「**輸入取引**」とは、**本邦に拠点（中略）を有する者が買手**として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った**売買**であって、**現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、**通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する。

## 定率法基本通達4-1 (2)

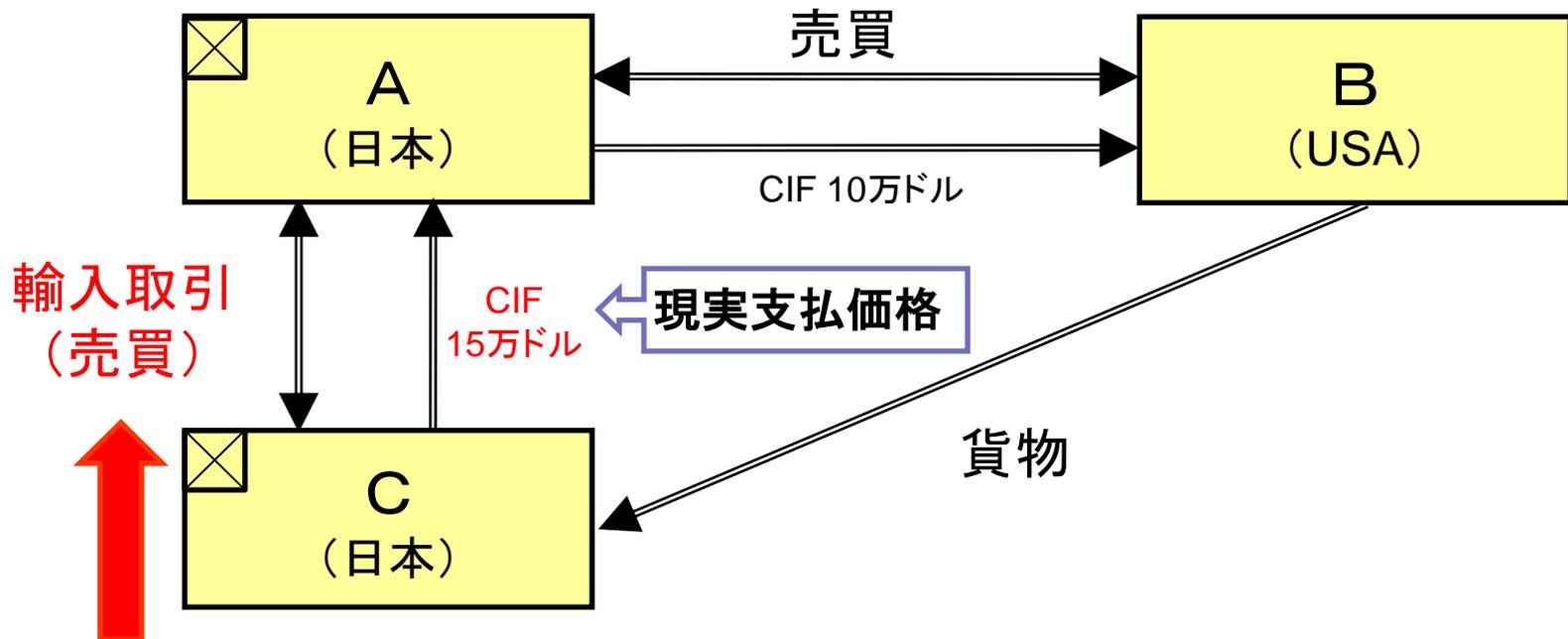
貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の取引（中略）が行われている場合には、**現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買**が「輸入取引」となる。

# 複数の取引がある場合の輸入取引

(関税定率法基本通達4-1(2)イ)

## 【この事例の条件】

- ①AとBの間で売買し、本邦へ輸出せず一時保管
- ②AとCの間で売買し、AがBに出荷指示し、
- ③BからCあてに貨物が送られた



AとCとの売買が、「現実に貨物が日本に到着することとなった売買」であり、輸入取引となる。

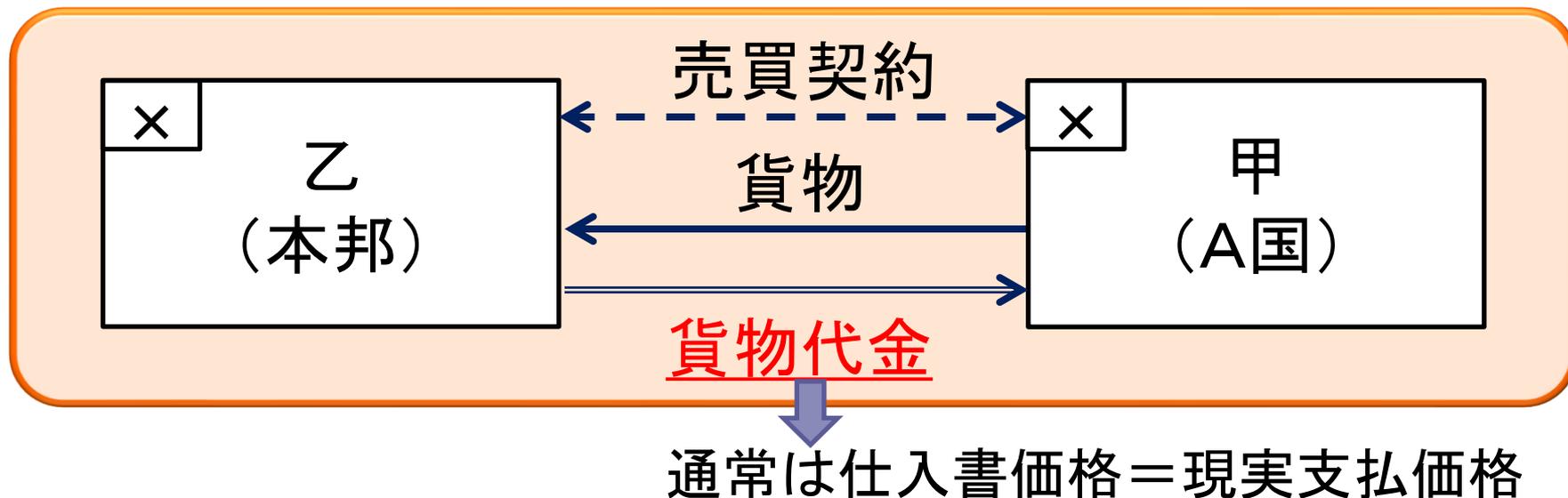
# 輸入取引の買手・売手

- 自己の計算と危険負担の下に輸入取引を行う者
  - ・ 自ら輸入取引における輸入貨物の品質・数量・価格等を取り決める
  - ・ 瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する
- 買手は本邦に拠点(※)を有する者
  - (※)拠点とは・・・住所、居所、本店、支店、事務所、事業所  
その他これらに準ずるもの

## 【売手・買手 ≠ 輸出者・輸入者の例】

- 輸入者：商社、買手：国内エンドユーザー
- 輸出者：輸出免許を持つ者、売手：製造者（生産者）

# 現実支払価格①



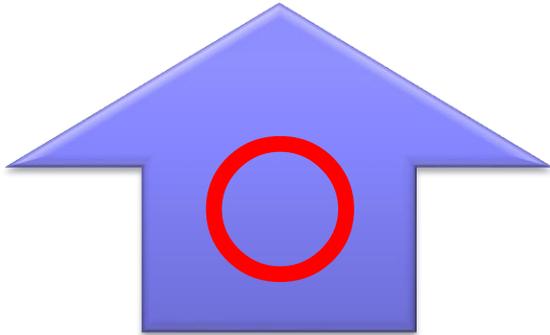
- ① 仕入書価格 (= 現実支払価格 (通常))
- ② 仕入書価格以外の構成要素 (+)
- ③ 仕入書価格から控除すべき費用 (-)
- ④ 価格調整条項により調整される価格 (±)

## 現実支払価格②

- 例えば、次のような場合は、現実支払価格と仕入書価格は一致しないので留意する。
  - イ. 仕入書価格の支払いに加えて、取引の状況その他の事情からみて 輸入取引をするために割増金、契約金等が支払われる場合 **(別払い)**
  - ロ. 売手の債務を買手に弁済させることとし、輸入貨物の価格から当該弁済額を控除した残額を仕入書価格とする場合 **(弁済)**
  - ハ. 売手が買手に対して債務があり、輸入貨物の価格と当該債務額を相殺した残額を仕入書価格としている場合 **(相殺)**
- 二. 輸入取引に **価格調整条項** が付されて、仕入書価格が調整される場合。  
(関税定率法基本通達4-2(3))

# 現実支払価格③（値引き(DISCOUNT)）

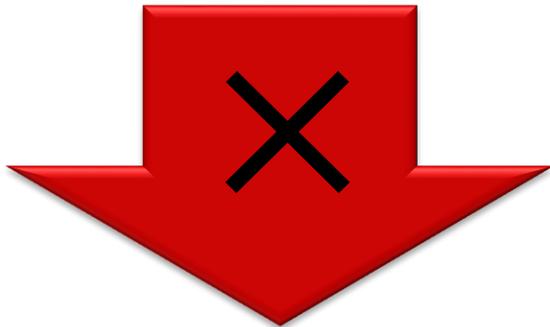
現実支払価格が仕入書価格と一致しない場合（値引き）



認められる値引きの例

- 数量値引き
- 現金値引き
- 旧モデルの在庫値引、季節値引き

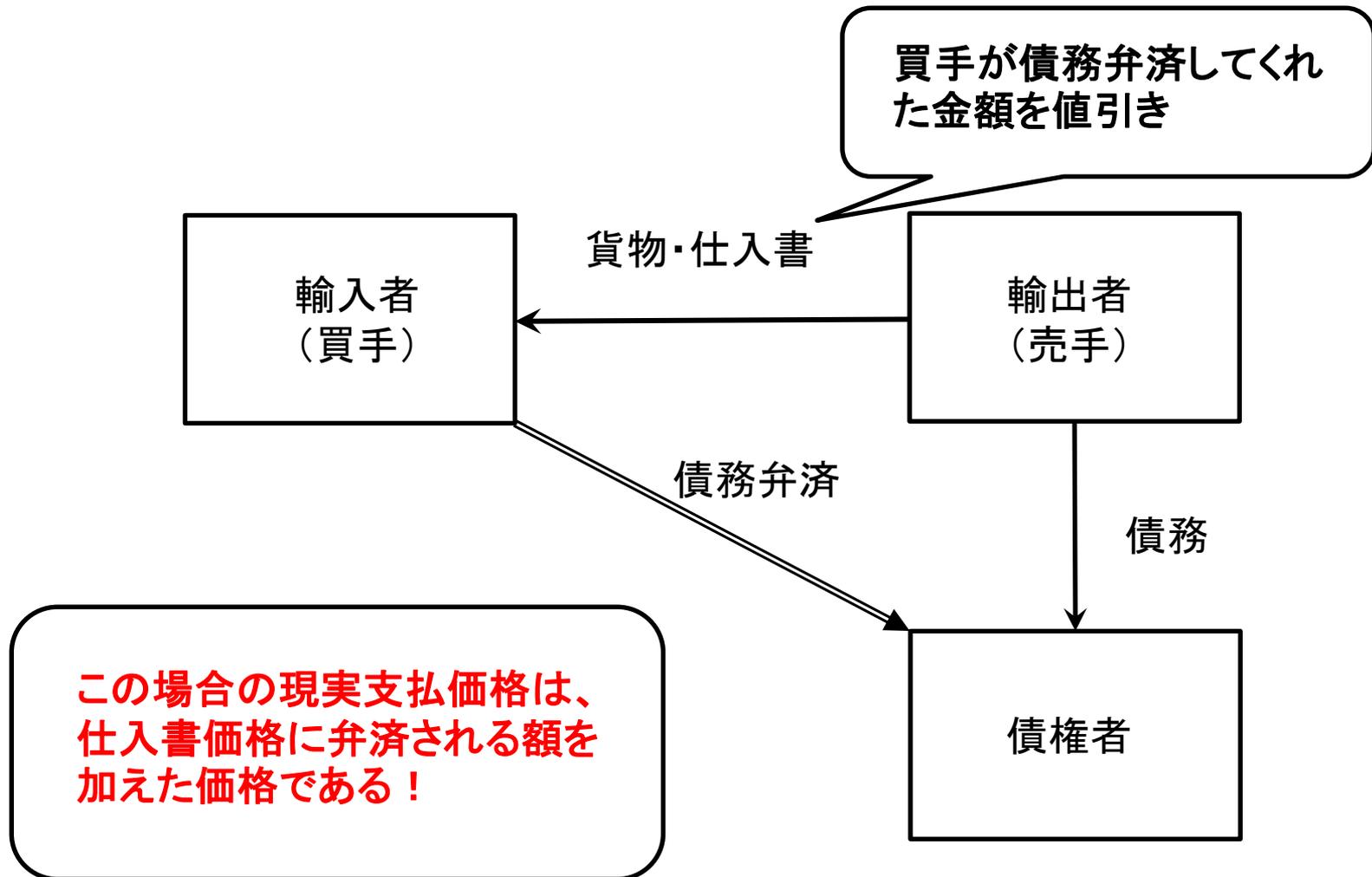
納税申告の際に値引きが行われることが確定している  
値引き後の価格が買手により現実に支払われる



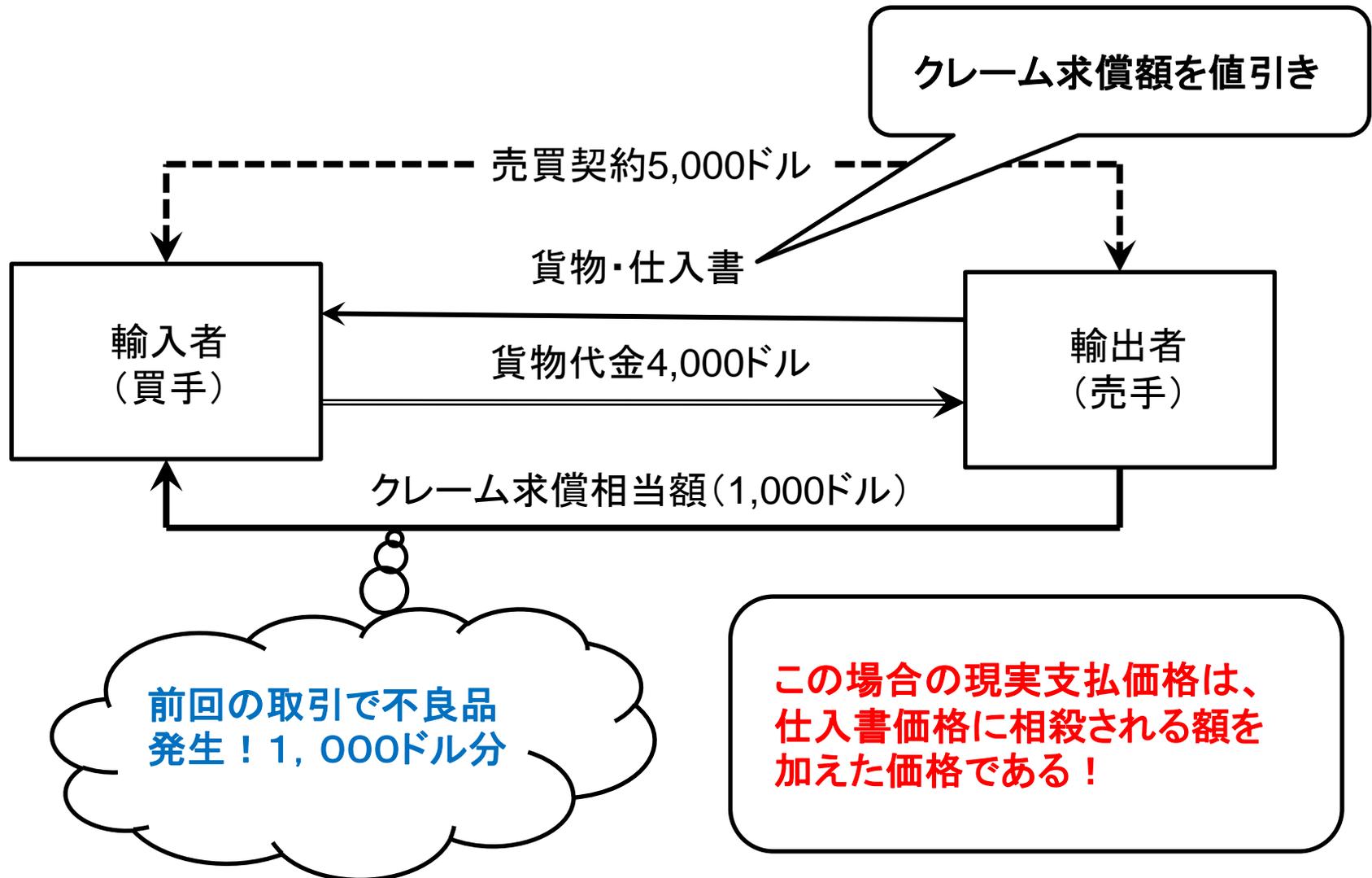
認められない値引きの例

- 輸入取引における特別な事情による値引き
- 相殺(クレーム処理による等)
- 弁済

## (関税定率法基本通達4-2(3))ロ(弁済の例)



## (関税定率法基本通達4-2(3))ハ(相殺の例)



## 現実支払価格とは？④

- 施行令第1条の4各号に規定する**その額が明らかである費用等**が含まれている場合(この場合の現実支払価格は、**仕入書価格から当該費用等の額を控除した価格**)

(関税定率法基本通達4-2(3)ホ)

- 1) 輸入申告時以降に行われる据え付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用
- 2) 輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用
- 3) 本邦において輸入貨物に課される関税その他の課徴金
- 4) 延払い金利

# 控除する費用等のイメージ①

国内運送

国外運送

国内荷主



- 機械等の据え付け費用
- 関税・消費税
- 国内運送
- 延払金利

輸入国  
保税地域



課税価格は  
CIF

輸出国

一般に、輸入後に発生する費用等

## 控除する費用等のイメージ②

INVOICE	
UNIT PRICE	DDP KYOTO \$50
QUANTITY	10pcs
TRANSPORT TO KYOTO	\$50
AMOUNT	\$550

※関税FREE

据付・組立費用、  
日本国内の運賃、  
関税・調整金、  
延払金利であり、  
その額が明らかなら  
ば控除可能

**課税価格=\$500**

## 加算要素

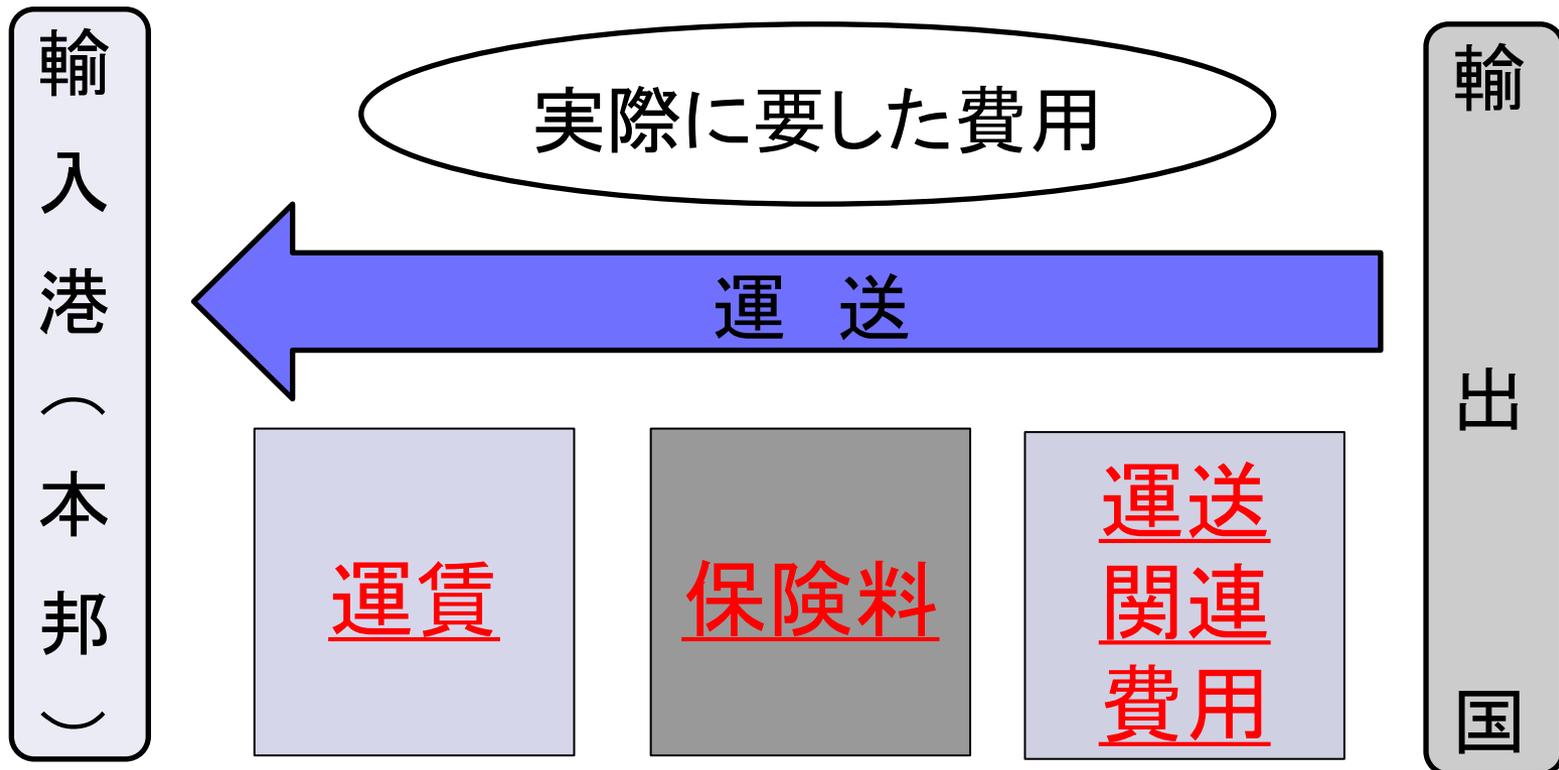
関税定率法4条1項1号～5号に限定列挙された費用等の額で、現実支払価格に含まれていないもの

- ① 輸入港までの**運賃**、保険料その他の運送関連費用
- ② 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の**手数料**（買付手数料は除く）又は**容器・包装**の費用
- ③ 買手により無償で又は値引きして直接又は間接に提供された  
**物品又は役務**の費用
- ④ 輸入貨物に係る**特許権等の使用に伴う対価**で、輸入取引の条件として買手により直接又は間接に支払われるもの
- ⑤ 輸入貨物の処分等による**収益**で**売手に帰属**するもの

- 運賃等の額の加算は、客観的なかつ数値化された資料に基づいて行う。  
（通達4-7(2)）

## 一 輸入港までの運賃、保険料、運送関連費用

## 輸入港までの運賃等のイメージ



## 二 仲介料その他の手数料、容器、包装の費用

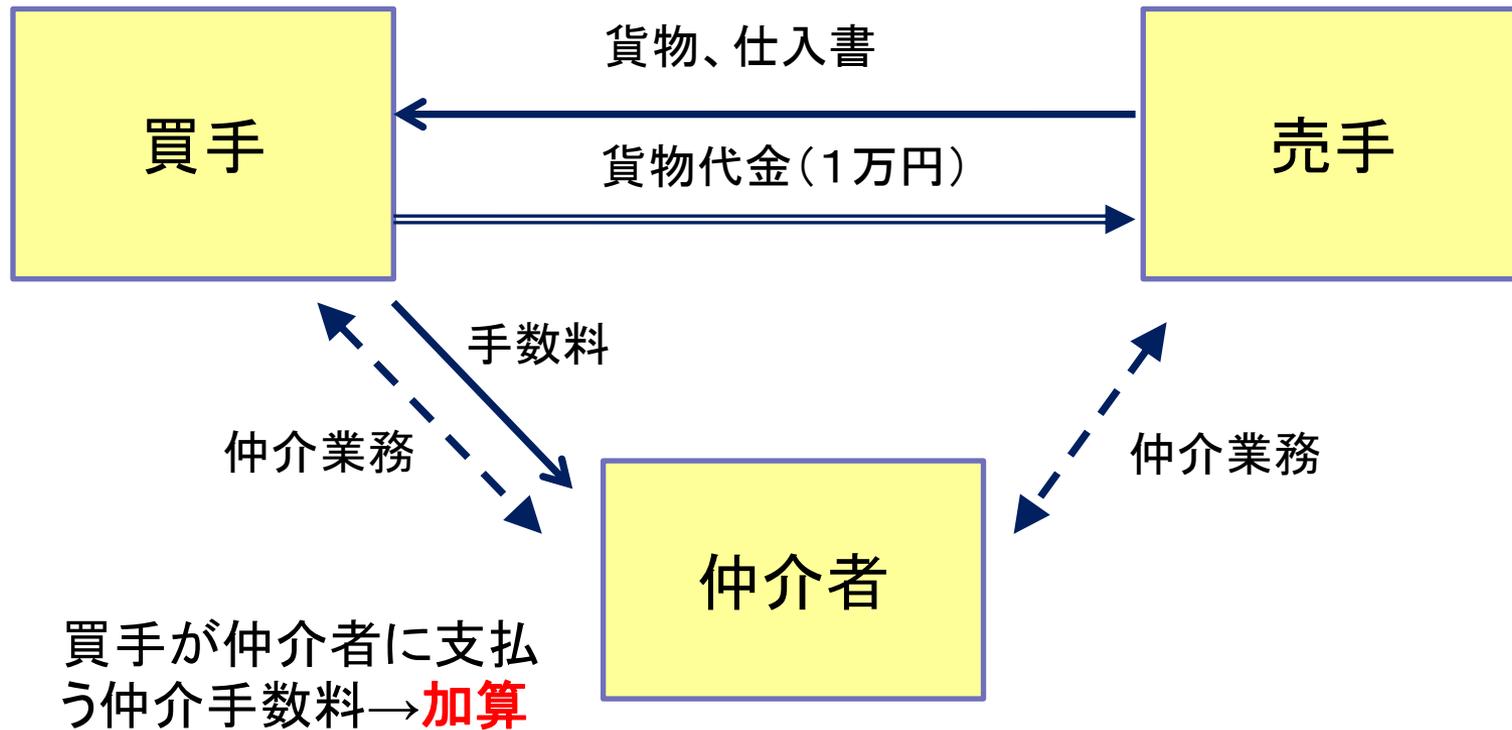
(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)

### 買付手数料となる要件

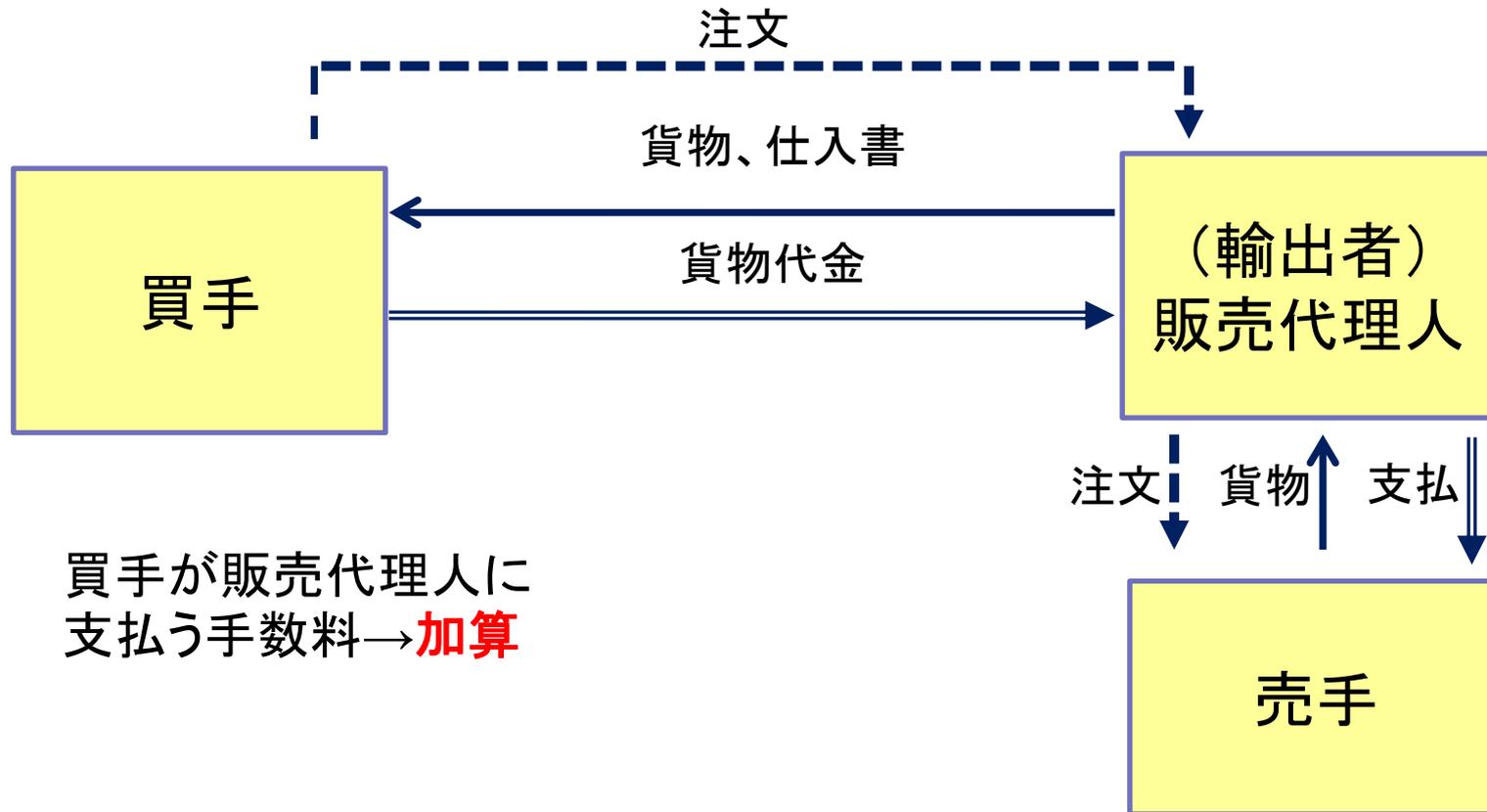
- ・手数料を受領する者が「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であること
- ・買付委託契約書等の文書により明らかであること
- ・文書や記録その他の資料により買付に係る業務を実際に行っていることが確認できること 他

(関税定率法基本通達4-9(3))

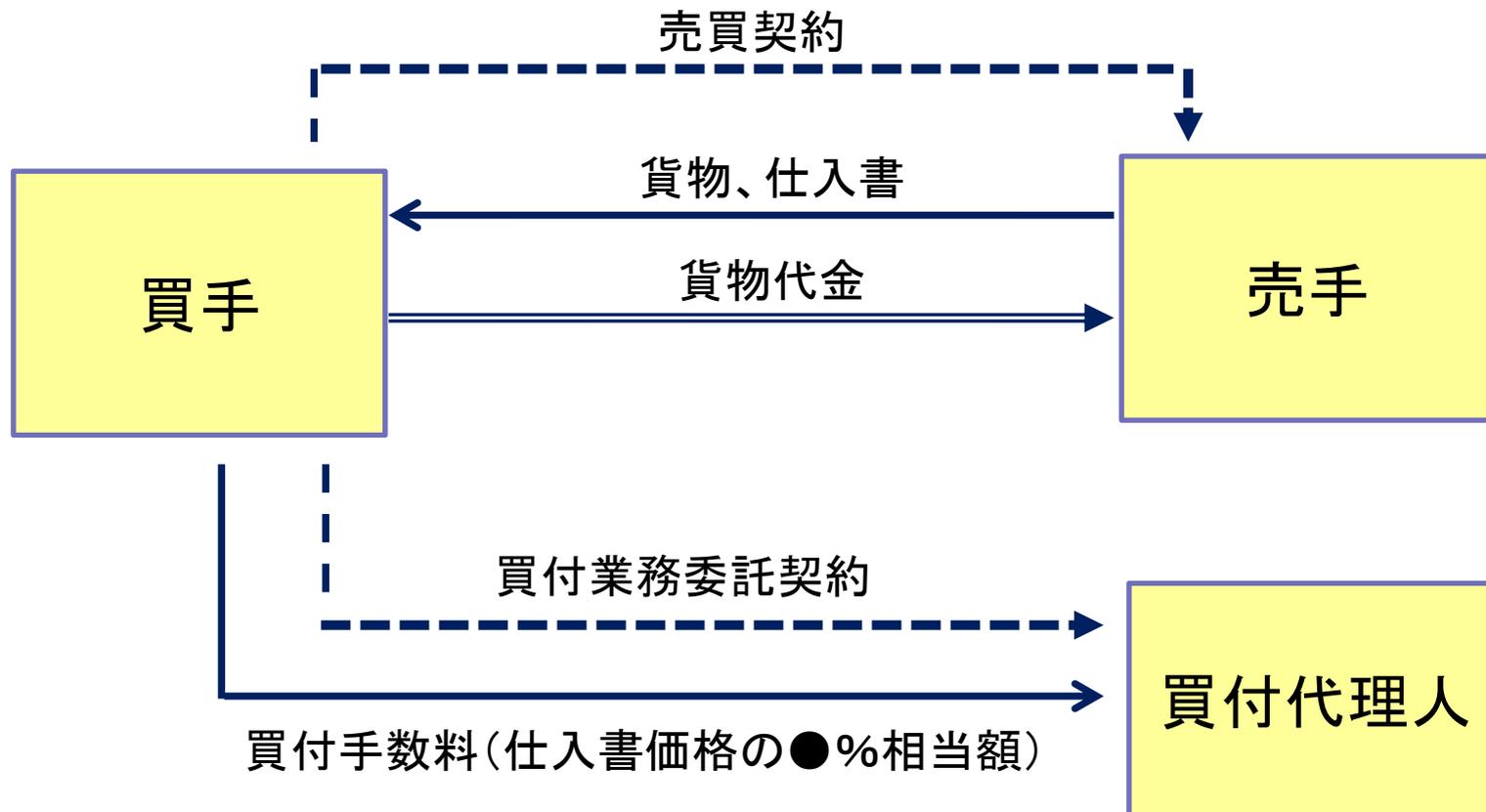
## 仲介者に支払う手数料



# 販売代理人に支払う手数料



# 買付代理人に支払う手数料



買手が買付代理人に支払う買付手数料→非加算

### 三 無償又は値引き提供物品・役務の費用

(関税定率法第4条1項3号イ～ニ)

- イ 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの (基本通達4-12(1))
- ロ 輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの (基本通達4-12(2))
- ハ 輸入貨物の生産の過程で消費された物品 (基本通達4-12(3))
- ニ 技術、設計その他輸入貨物の生産に関する役務で日本以外で開発されたもの (基本通達4-12(4))

※上記費用に加え、提供に要した費用も加算対象！

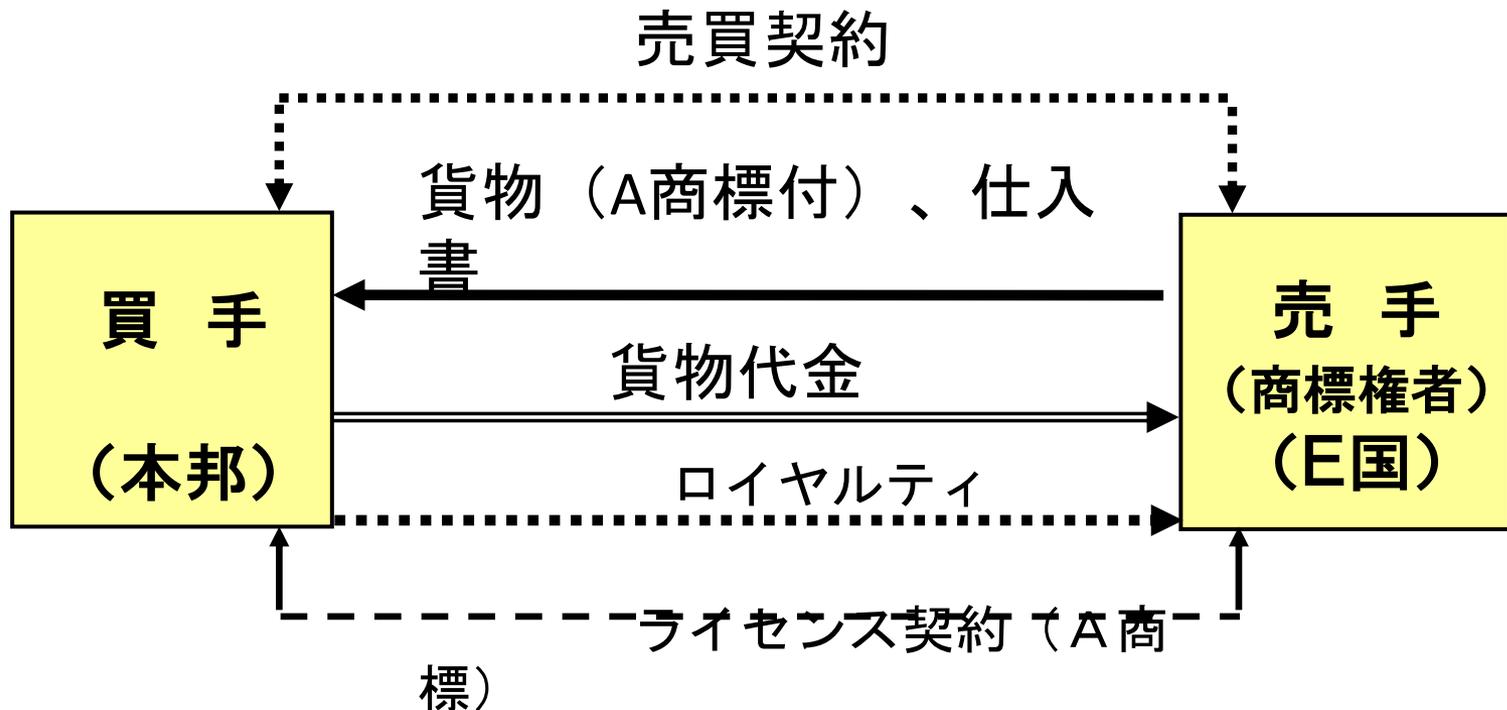
## 四 特許権、意匠権等の使用の対価

(関税定率法第4条1項4号)

- 特許権、意匠権、商標権、実用新案権  
著作権、著作隣接権 等
- 輸入貨物に係る権利で、かつ
- 輸入貨物の取引の状況その他の事情から  
みてその輸入貨物の輸入取引をするために
- 買手により直接/間接に支払われるもの

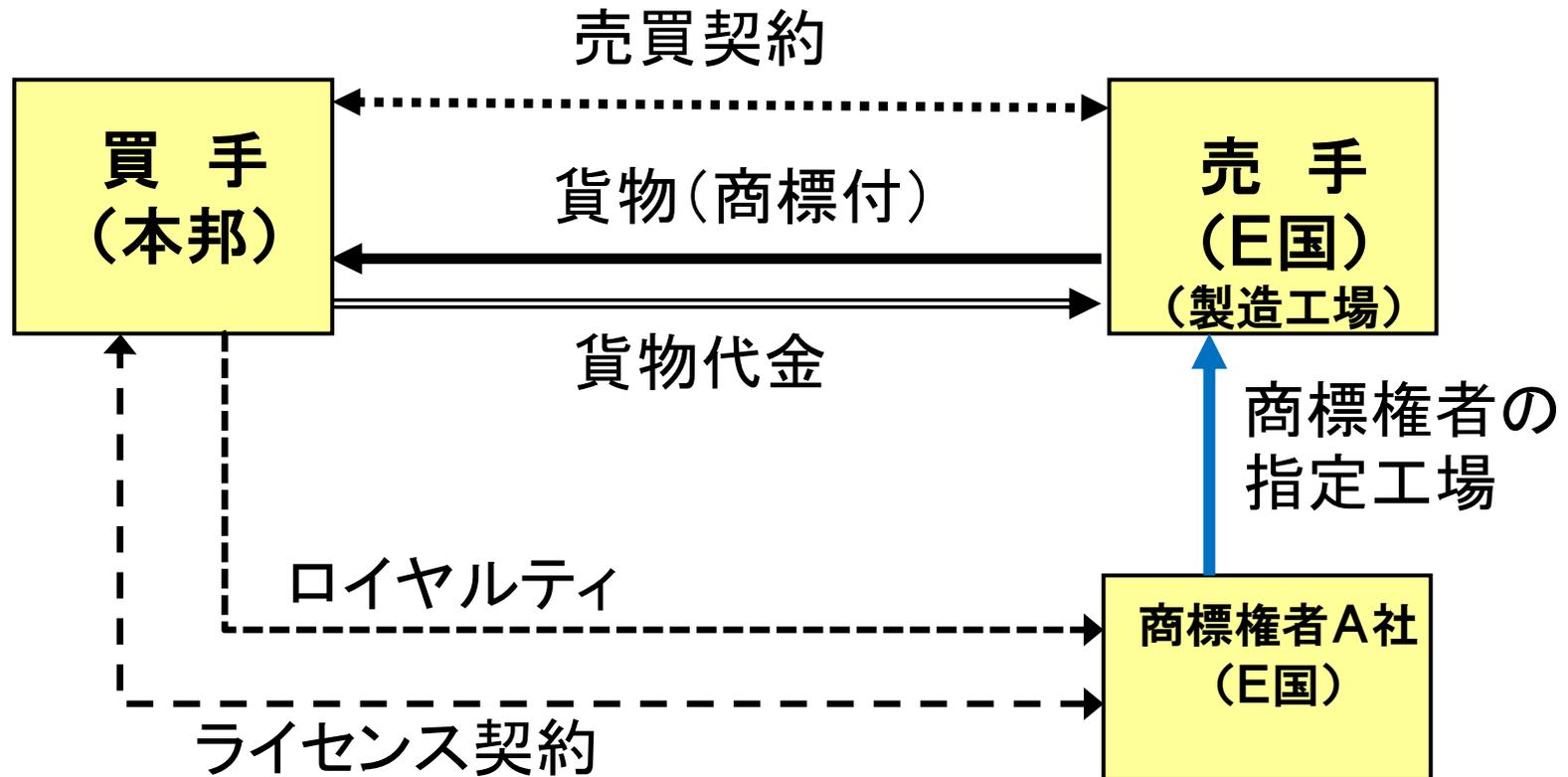
つまり、買手が権利使用料等を支払わなければ輸入できないような状況

## 商標権者である売手に支払うロイヤルティ



課税価格 = 仕入書価格 + 商標権使用の対価 (ロイヤルティ)

## 第三者である商標権者に支払うロイヤルティ



課税価格 = 仕入書価格 + 商標権使用の対価 (ロイヤルティ)

五 買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの

(関税定率法第4条1項5号)

例えば

輸入貨物の利潤分配取引に基づき買手が売手に分配する利潤

### 3. 原則によらない課税価格の決定方法

## 原則的な方法によらない課税価格の決定方法

### 輸入取引によらない輸入貨物(基本通達4-1の2(1))

- 無償貨物
- 委託販売のために輸入される貨物
- 売手の代理人により輸入され、売手が輸入国において販売する貨物
- 賃貸借契約に基づき輸入される貨物 など

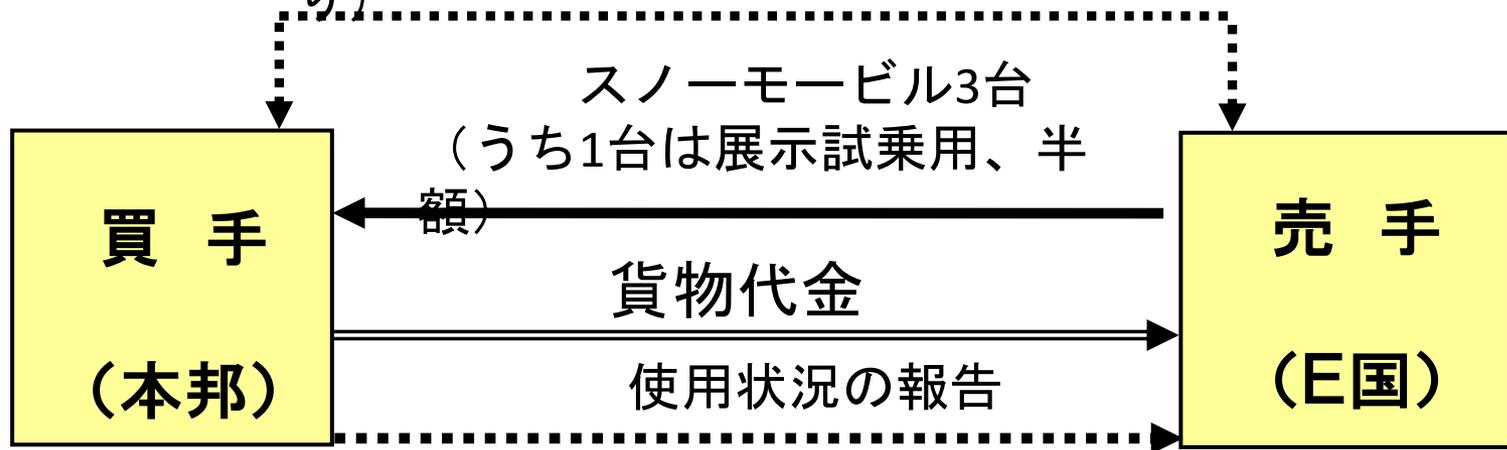
### 特別な事情がある輸入貨物(基本通達4-1の2(2))

- 輸入貨物の処分・使用について制限がある(法第4条第2項第1号)
- 課税価格の決定が困難な条件が輸入取引に付されている(同第2号)
- 売手帰属収益の額が明らかでない(同第3号)
- 特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えている(同第4号)

### 課税価格の疑義が解明されない(基本通達4-1の2(3))

## 輸入取引に関する特別な事情の例

売買契約（スノーモービル3台、うち1台は  
展示試乗用としての価格の取決め有り）



1台の展示試乗用のスノーモービルは、「展示試乗用」として処分又は使用につき制限がある貨物であり、その特別な事情により半額となったものであることから、現実支払価格に基づく「輸入貨物の取引価格による方法」により課税価格を計算することはできない。

# 課税価格の決定方法（適用順序）

## 1. 取引価格による方法

（原則的な課税価格の決定方法）

## 2. 同種又は類似の貨物の取引価格による方法

## 3. 国内販売価格から逆算する方法

## 4. 輸入貨物の製造原価に基づき積算する方法

## 5. 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法

※輸入者の希望により3.と4.の優先順位変更可

適用  
順序

# 同種又は類似貨物の取引価格による方法

(関税定率法第4条の2)

- 同種類似貨物の取引価格がある
- 同種類似貨物が
  - 輸入貨物の本邦への輸出の日の前後1月以内に本邦へ輸出されている
  - 輸入貨物の生産国で生産されている
- 同一の取引段階及び取引数量によるものである



同種類似貨物の取引価格を当該輸入貨物の課税価格とする

同種貨物：形状、品質等すべての点で輸入貨物と同一

類似貨物：すべての点で同一ではないが、同様の形状、材質、機能、当該輸入貨物と商業上の交換が可能

# 国内販売価格から逆算する方法

(関税定率法第4条の3第1項)

- 輸入貨物又は同種類似貨物に係る国内販売価格があるとき
- 輸入申告の前後1月以内又は輸入後90日以内の最も早い日における国内販売価格から次の費用を控除した価格を課税価格とする
  - 国内における販売に係る同類貨物の通常の手数料(又は利潤及び一般経費)
  - 国内到着後の運賃、保険料その他運送関連費用
  - 本邦において課された関税その他の公課

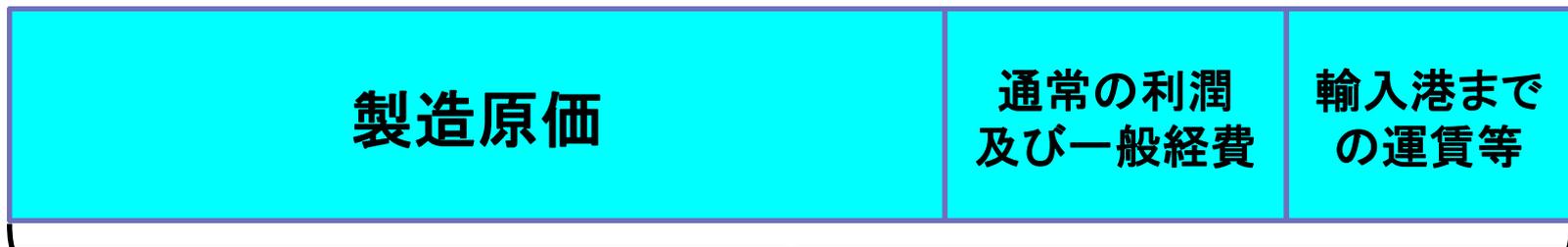
課税価格	通常の手数料又は 利潤及び一般経費	輸入港到着後の 運賃・関税等
------	----------------------	-------------------

国内販売価格

# 製造原価から積算する方法

(関税定率法第4条の3第2項)

- 輸入貨物の製造原価を確認できるとき
- 輸入貨物の製造原価に次の費用を加えた価格を課税価格とする
  - 輸入貨物と同類の貨物の本邦への輸出のための販売に係る通常の利潤及び一般経費
  - 輸入港到着までの運賃、保険料等



課税価格

# 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法

(関税定率法第4条の4、関税定率法施行令第1条の12第1号)

法第四条から第四条の三までに規定する方法による課税価格の計算の基礎となる事項の一部がこれらの規定による計算を行うために必要とされる要件を満たさないためこれらの規定に規定する方法により課税価格を計算することができない場合において、その必要とされる要件を満たさない事項につき合理的な調整を加えることにより当該事項が当該要件を満たすこととなるとき

当該要件を満たさない事項につき当該調整を加えて  
これらの規定に規定する方法により計算される価格

#### [関税定率法基本通達]

#### (特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)

4の4—1 令第1条の12第1号に規定する「合理的な調整」とは、例えば次に掲げる方法によるものとする。  
なお、これらの方法の適用順序は、前記4～4の4—1に定めるところに準ずるものとする。

#### (1) 合理的な調整を加えることにより法第4条第1項の規定に基づき課税価格を計算する方法

例

イ 修理委託契約により外国において修理された後に輸入される貨物について、修理代を対価として当該貨物の売買が委託者(買手)と受託者(売手)との間で行われたものとみなし、修理のために委託者(買手)から受託者(売手)に提供された貨物を「当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当するものとして、課税価格を計算する方法

ロ 本邦に拠点をもつ輸入者が、最終的に本邦に到着させることを目的とした売買により購入した貨物を第三国で保管(保管に付随する些細な作業が行われる場合を含む)した後に、本邦へ輸入する場合には、当該売買により「現実に当該貨物が本邦に到着することとなったもの」と取り扱い、当該売買を「輸入貨物に係る輸入取引」に該当するものとして、課税価格を計算する方法

#### (2) 合理的な調整を加えることにより法第4条の2の規定に基づき課税価格を計算する方法

例

イ 「これに近接する日」の取扱いを弾力的に行い、課税価格を計算する方法

ロ 輸入貨物の生産国以外の国で生産された当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る取引価格に基づいて課税価格を計算する方法

ハ 法第4条の3第1項又は第2項の規定により計算された同種又は類似の貨物の課税価格に基づいて輸入貨物の課税価格を計算する方法

#### (3) 合理的な調整を加えることにより法第4条の3第1項の規定に基づき課税価格を計算する方法

例

イ 「性質及び形状」の取扱いを弾力的に行い、課税価格を計算する方法

ロ 「これに近接する期間内」の取扱いを弾力的に行い、課税価格を計算する方法

# 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法

(関税定率法第4条の4、関税定率法施行令第1条の12第2号)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条及び1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定(関税評価協定)の規定に適合する方法として

## 税関長が定める方法により計算される価格

### 【関税評価協定において禁止されている方法】

- 日本で生産された貨物の日本での販売価格に基づく方法
- 特定の二の価格のうちいずれか大きい方の価格とする方法
- 輸出国の国内市場における貨物の価格に基づく方法
- 同種又は類似貨物について法第4条の3第2項(積算方式)の規定により計算された積算価格以外の積算価格に基づく方法
- 日本以外の国への輸出のために販売された貨物の価格に基づく方法
- 最低課税価格による方法
- 恣意的な又は架空の価格に基づく方法

#### [関税定率法基本通達]

#### (税関長が定める方法による課税価格の決定)

4 の4—2 令第1条の12第2号に規定する「税関長が定める方法」とは、税関長が本邦において入手できる資料(輸入者から提出される資料を含むものとするが、税関長がその真実性及び正確性について疑義を有する資料を除く。)に基づき計算する方法であって、合理的と認められるものをいう。

例えば、税関長が入手できる資料に応じて、次のような方法による場合がある。

- (1) 輸入貨物と同種又は類似の貨物の本邦向けの販売価格に、合理的な方法により算定した当該販売価格に加えるべき費用等(例えば、法第4条第1項各号に掲げる費用等)の額を加えた価格による方法
- (2) 輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物(本邦において生産された貨物を除く。以下(3)及び(4)において同じ。)の国内における最初の取引段階以外の販売に係る価格から、資料により確認できる当該輸入貨物の本邦到着後の費用等を控除した後の価格による方法
- (3) 輸入貨物と同種又は類似の貨物の国際相場価格に、通常必要とされる輸入港までの運賃等の額を加えた価格による方法
- (4) 輸入貨物と同種又は類似の貨物の本邦における市価から、本邦において課される関税その他の公課に係る額を控除した後の価格による方法

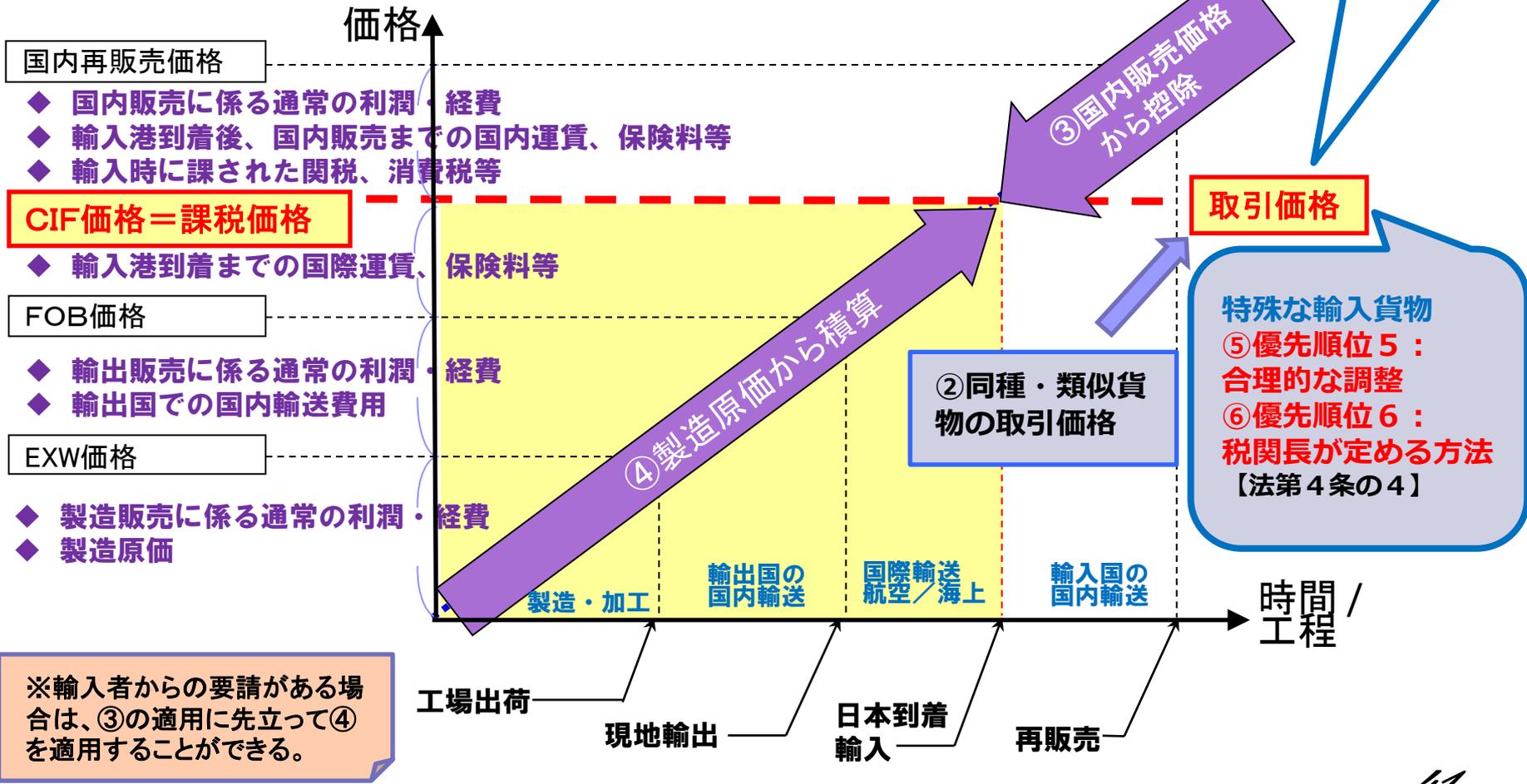
なお、次に掲げる方法は関税評価協定第7条2において禁じられている。

- イ 本邦において生産された貨物の本邦における販売価格に基づいて課税価格を計算する方法
- ロ 特定の二の価格のうちいずれか大きい方の価格を課税価格とする方法
- ハ 輸出国の国内市場における貨物の価格に基づいて課税価格を計算する方法
- ニ 同種の貨物又は類似の貨物について法第4条の3第2項の規定により計算された積算価格以外の積算価格に基づいて課税価格を計算する方法
- ホ 本邦以外の国への輸出のために販売された貨物の価格に基づいて課税価格を計算する方法
- ヘ 最低課税価格による方法
- ト 恣意的な又は架空の価格に基づいて課税価格を計算する方法

# 課税価格の決定方法まとめ

- ②優先順位 2 : 同種・類似貨物の取引価格による方法 【法第4条の2】
- ③優先順位 3 : 国内販売価格から控除する方法 【法第4条の3】※
- ④優先順位 4 : 製造原価から積算する方法 【法第4条の3】※

①優先順位 1 : 原則的な課税価格の決定方法による  
【法第4条第1項】



※輸入者からの要請がある場合は、③の適用に先立って④を適用することができる。

# 4. 評価申告手続き

## 評価申告とは

(関税法施行令4条1項3・4号)

- ・ 関税法68条の規定により提出することとされている仕入書、運賃明細書、保険料明細書等により課税価格の決定ができないとき等に行う

## 評価申告書とは

- ・ 課税価格の計算の基礎や関連事項を記載・申告するための様式。包括か個別を選択

輸入許可済貨物には評価申告(書)により課税価格の増減(訂正)をすることはできない。  
修正申告や更正の請求の手続きで行います。

つまり、修正申告のために行うものではない！

# 評価申告書の添付書類

- 課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類
- 当該基礎に係る事実関係を証明できる書類  
(例): 輸入取引に係る事実関係、費用の支払等を証明できる契約書、請求書、価格表等

# 評価申告書の提出の方法等

関税法基本通達7-9(2)

- イ 個別評価申告 ⇒ 申告時に通関部門に提出する個別申告が原則
- ロ 包括評価申告 ⇒ 同一人との間の継続取引で取引内容が同じ場合にあらかじめ包括申告できるもの  
(輸入申告の前に評価部門にあらかじめ提出)

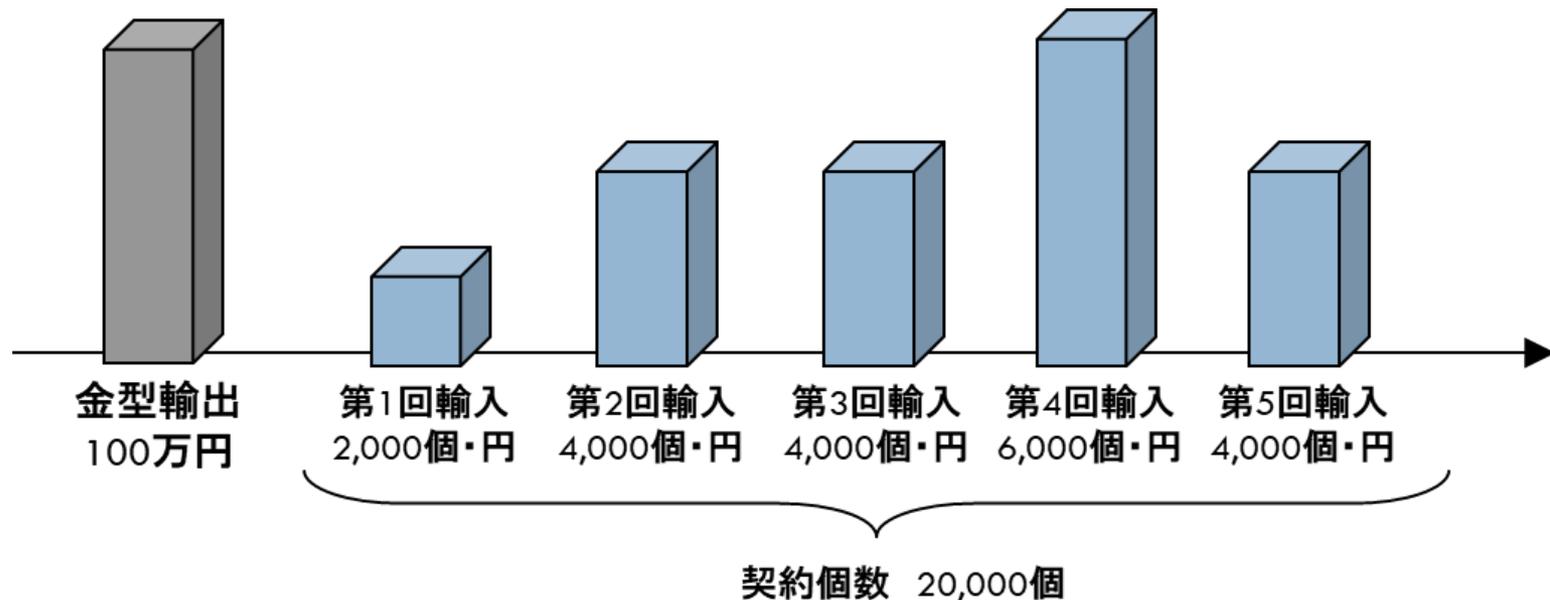
評価申告書の種類	提出の時期	提出先	提出部数
個別申告書	輸入(納税)申告書等の提出と同時	納税申告官署	1部
包括申告書	輸入(納税)申告書等の提出以前	貨物の主要な輸入申告予定官署	2部 (原本及び申告者交付用)

**注意!** : 評価部門から交付した包括評価申告書は、必ず輸入申告時に必要な金額の加算を行ってください。評価部門からの交付で終わりではありません!

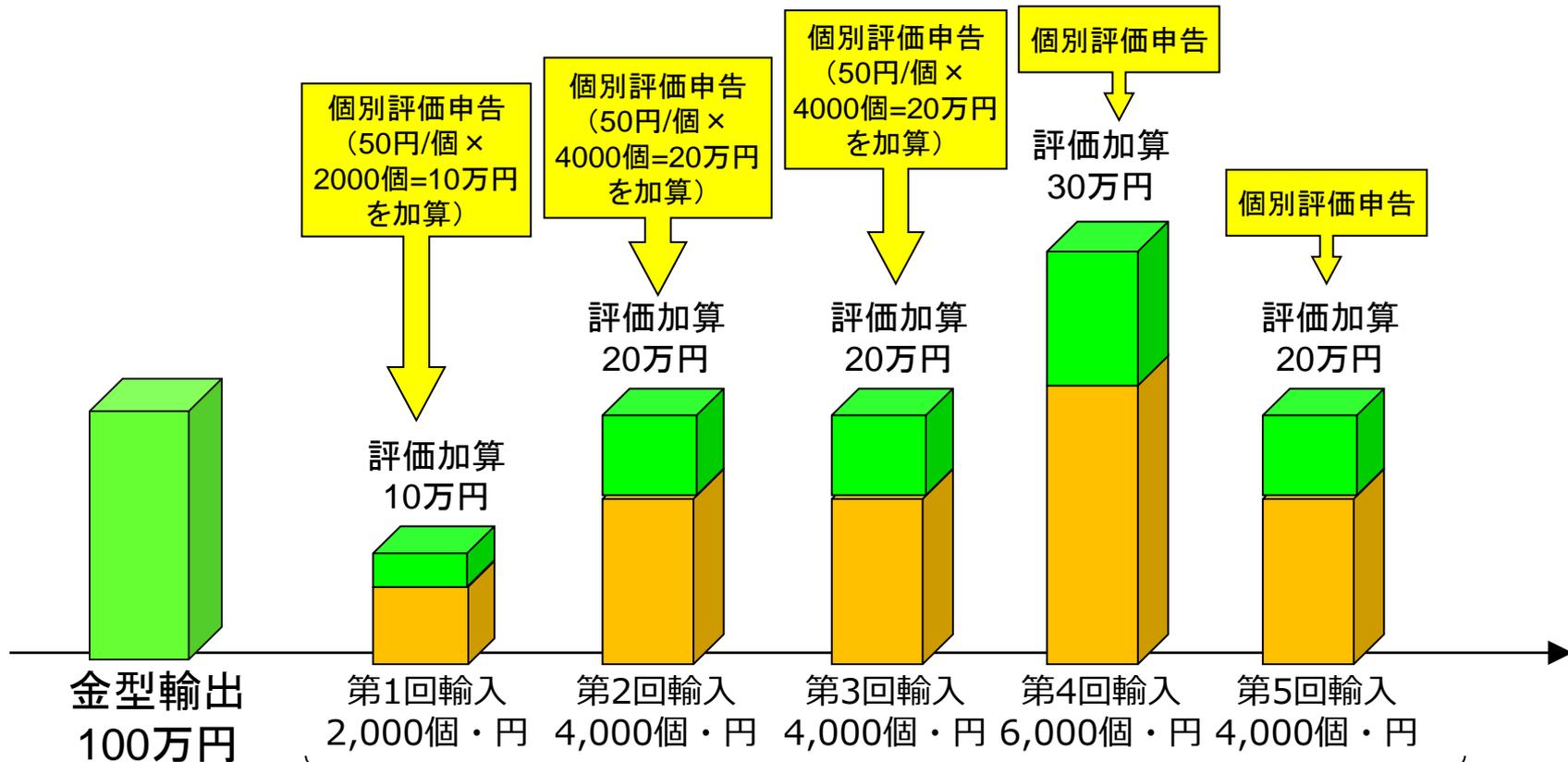
## 評価加算の方法(原則:按分)

複数の輸入貨物に係る加算要素としての無償提供費用等が一括して支払われる場合には、

原則、個々の輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により按分して、当該輸入貨物の課税価格に算入することとなります。



# ①原則的な加算方法(個別評価申告) (個々の輸入申告に按分)

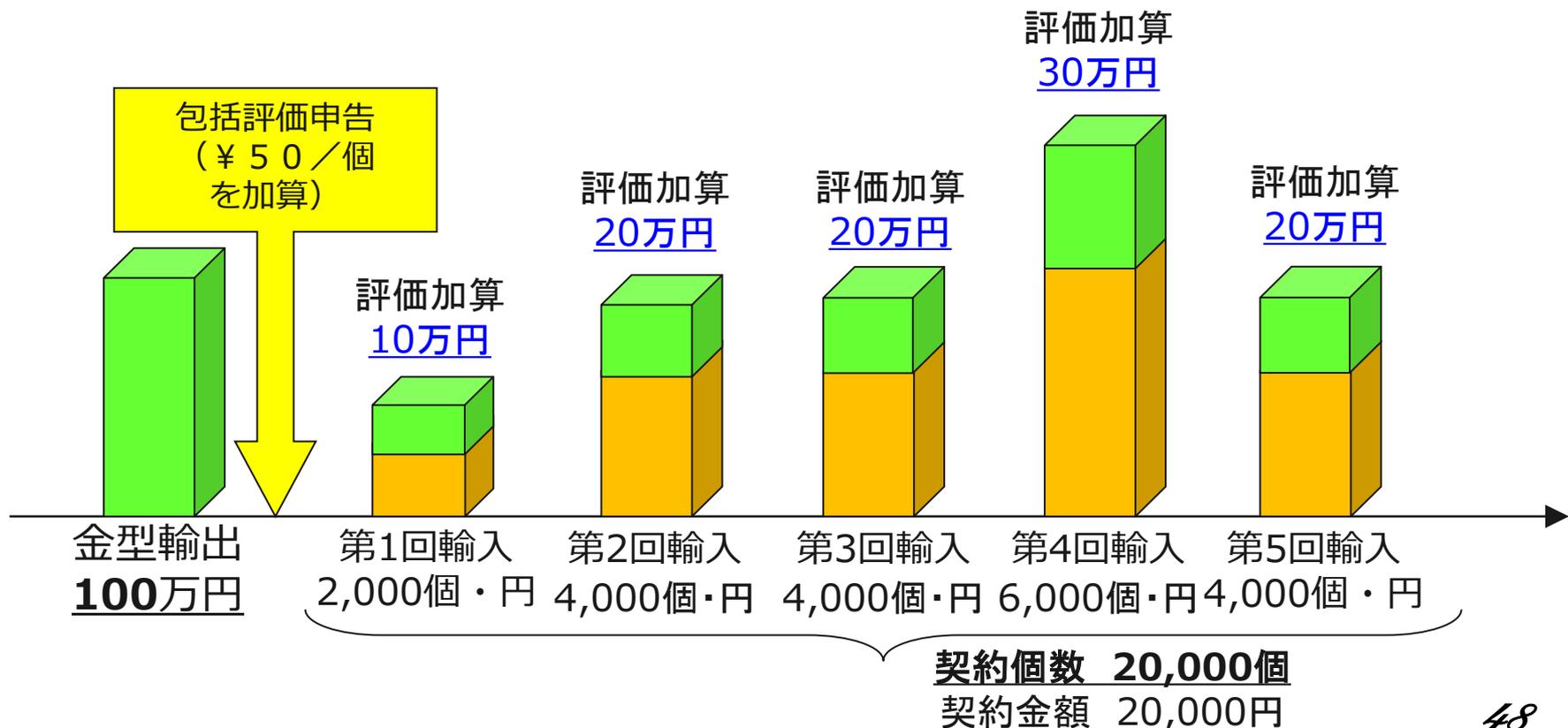


輸入貨物1個当たりの金型費用  
 $100\text{万円} \div 20,000\text{個} = 50\text{円}$

契約個数 20,000個

## ② 包括評価加算の方法について(原則:按分)

貨物の輸入が同一人との間の継続した輸入取引に係るものであり、当該輸入貨物に係る個々の評価申告書の記載内容が同一の内容となるときは、個別評価申告に代えて包括的な評価申告が可能となる。





## (参考)

## (1) 法第4条第1項第3号に掲げる費用

- イ 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの (基本通達4-12(1))
- ロ 輸入貨物の生産のために使用された 工具、鋳型 又はこれらに類するもの (基本通達4-12(2))
- ハ 輸入貨物の生産の過程で消費された物品 (基本通達4-12(3))
- ニ 技術、設計その他輸入貨物の生産に関する役務で 日本以外で開発されたもの (基本通達4-12(4))

## (参考)

(2) 法第4条第1項第1～2号、第4～5号に掲げる費用等であって、個々の輸入貨物への按分が困難と認められるもの（別払金も準用）

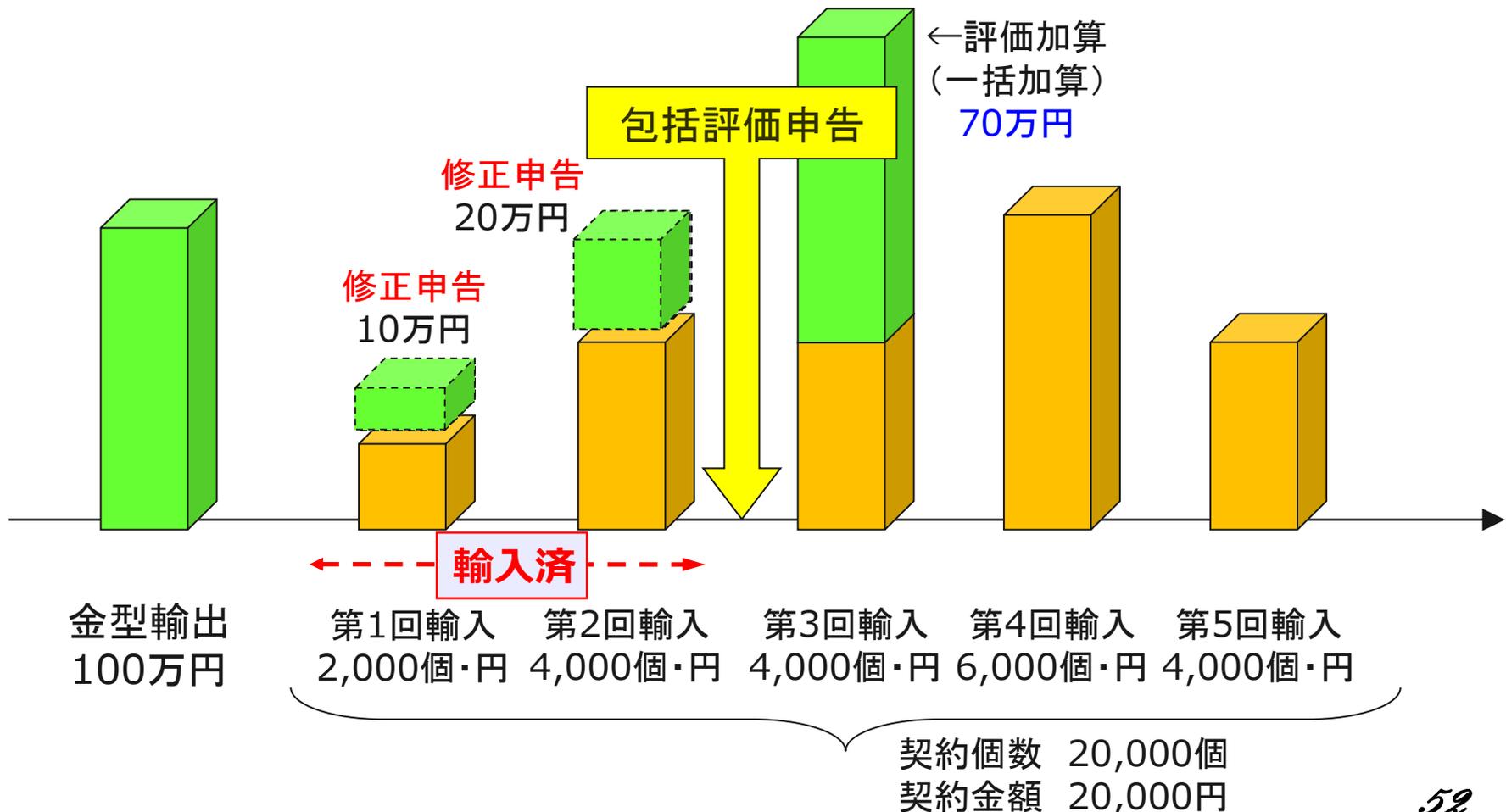
- ・輸入港までの運賃等(4条1項1号)
- ・仲介料その他の手数料(4条1項2号イ)
- ・輸入貨物の容器、包装に要する費用(4条1項2号ロ、ハ)
- ・ロイヤルティ又はライセンス料(4条1項4号)
- ・売手帰属収益(4条1項5号)
- ・現実支払価格(別払金等)(4条1項本文)
  - ⇒ 金型代金や材料・部品代等を買手が売手に支払った場合

### ③ 評価加算方法について(輸入開始後に一括加算)

(1) 法第4条第1項第3号に掲げる費用の場合

一部輸入済; 輸入済分は修正申告

未輸入分; 要件(輸入者希望、課税上の支障なし)を充足すれば一括加算が可能



## ④ 評価加算方法について(輸入開始後に按分加算)

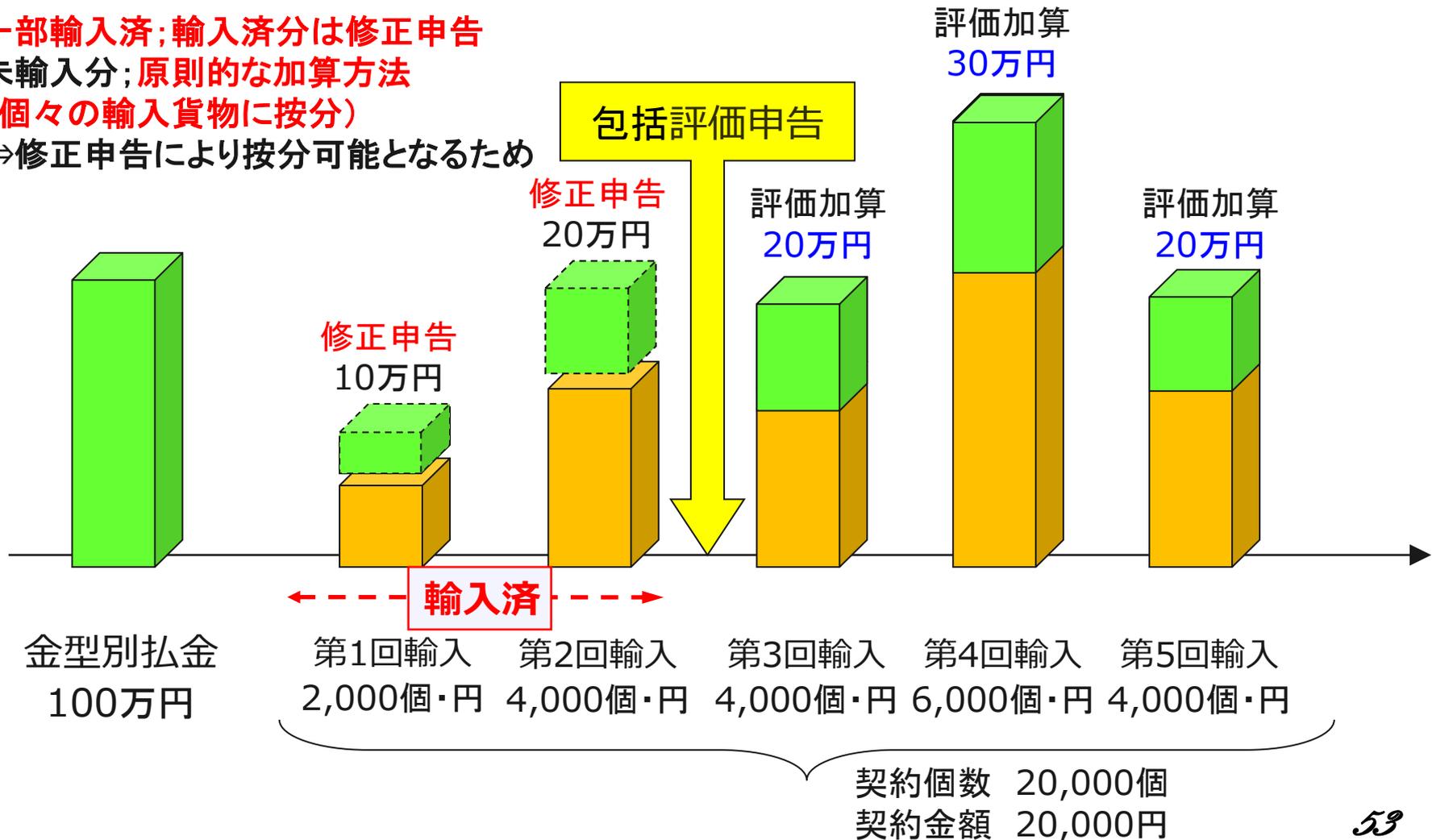
(2) 法第4条第1項第1～2号、第4～5号に掲げる費用等であって、個々の輸入貨物への按分が困難と認められるもの(別払金も準用)の場合

一部輸入済; 輸入済分は修正申告

未輸入分; 原則的な加算方法

(個々の輸入貨物に按分)

⇒修正申告により按分可能となるため



# 5. その他

# 事前教示制度

## (1) 回答の効果

有効期限(最長3年間)内、尊重されます

## (2) 手続き

「事前教示に関する照会書(関税評価照会用)」

+ 必要資料(売買契約書等)



「事前教示回答書(関税評価回答用)」

## (3) 公開

関税法7条3項

# 税関HP掲載の評価に係る事例等

## ■ 事前教示回答事例

輸入者等の皆様からの事前教示に対して税関が文書回答した事例について、原則HPに掲載しています。

## ■ 質疑応答事例

輸入者等の皆様からの照会に対して税関が回答した事例のうち、他の輸入者の方々にも参考となるものを項目別に掲載しています。

## ■ 関税評価用語解説

関税評価に関する法令等の用語について、Q&A形式で説明しています。

## ■ その他

課税価格の計算方法、評価申告制度の概要等も掲載しています。

② 関税評価に関する内容をまとめたページが開く

③ 関税評価ポータルへ

① 「関税評価を調べたい」をクリック

税関 Japan Customs

現在位置: ホーム > 輸出入手続 > 関税評価 (課税価格)

関税評価 (課税価格)

- よくある質問 (質疑応答事例から)
  - 修理後の再輸入  
修理後に再輸入される貨物の課税価格
  - 検査費用  
買手の依頼を受けた検査機関が行う検査に要した費用
  - 相箱の取扱い  
不良品による損害の求償額と貨物代金との相殺
  - 出港前報告手数料  
外国税関への出港前報告に伴い発生する手数料
  - 通信販売  
個人的な使用に供するため通信販売により輸入する貨物の課税価格
- 関税評価に関する事例
  - 関税評価に関する取扱いについて (別紙事例) (平成19年6月26日財関第876号)
- 関税評価に関する用語を知りたい
  - 関税評価用語等解説
  - カスタムズアンサー
- 事前教示制度について知りたい
  - 文書による事前教示制度とは
  - よくある質問とその回答
- 評価申告制度とは
  - 評価申告制度の概要
  - 様式
    - > (評価申告書I Word / Excel)
    - > (評価申告書II Word / Excel)
  - 記載要領
- 課税価格の計算方法
  - 関税評価の基礎
  - フロー図
  - 輸入貨物に係る課税価格の計算方法及びその留意事項に関する一般的な質疑応答 (英語版はこちら)
- 外国為替相場 (課税価格の換算) 等
  - 外国為替相場 (課税価格の換算)
  - 課税価格に含まれる運賃等の取扱い
    - > 輸入 (納税) 申告時に保険料の額が不明な場合の取扱いについて
    - > 運賃特例が適用される輸入貨物に関する運賃及び保険料の取扱いについて
- 主な申告漏れの事例 (税関による企業などへの調査実績【財務省】から)
- 関税評価 (課税価格) に関するお問い合わせ先

規則を知りたい

関税評価を調べたい

税関手続FAQを確認したい

ご質問にチャットボットでお答えします

# おことわり

1. このスライドでは、極力わかりやすい表現にしているため、実際の条文の文体とは異なる場合がございます。
2. 関税評価に関する個別のご質問・ご照会は大坂税関業務部首席関税評価官部門にお問い合わせください。

Tel 06-6576-3358

Fax 06-6576-3170

[インターネットメールosaka-hyoka@customs.go.jp](mailto:osaka-hyoka@customs.go.jp)

